

日医発第1792号(情シ)
令和6年1月12日

都道府県医師会 担当事務局 殿

日本医師会 情報システム課
課長 井川 智彦
(公印省略)

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について
(その2) (その3) (その4)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課・医薬局総務課より、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、1月2日付「令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について(その1)～(その2)」(日医発第1728号(情シ))にてお知らせした内容の期間延長等の周知方依頼になります。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化が期間延長となる対象地域は下記の通りです。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、下記範囲対象となっておられる場合には、貴会管下の関係する郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○今回延長となるアクティブ化対象範囲・期間

- ・現在の被災地等の状況を鑑み、アクティブ化の期間を令和6年2月14日まで延長

範囲：石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、
かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、
河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、
鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
富山県氷見市、高岡市、国立大学法人富山大学附属病院（富山県富山市）
福井県済生会病院（福井県福井市）

期間：令和6年2月14日まで(延長)

- ・当該地域以外の地域については、令和6年1月14日をもってアクティブ化を終了

範囲：富山県射水市

期間：令和6年1月7日～14日まで

下線が追加対象地域です。 続報が届きましたら、改めてお知らせいたします。

以上

【添付資料】

- ・オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について(その2) (その3) (その4)
- ・「災害時医療情報閲覧機能」(災害時モード)紹介リーフレット

事務連絡
令和6年1月7日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 6 年 1 月 7 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

令和 6 年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について（その 2）

オンライン資格確認等システム利用規約 第 21 条第 2 項及び 電子処方箋管理
サービス利用規約 第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能
のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン
資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化
する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務
連絡）にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局
についてアクティブ化を延長するとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局
については、令和 6 年 1 月 7 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化を終了していただきますよう、お願ひいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますよ
うお願いいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 凤珠郡穴水町 凤珠郡能登町 富山県氷見市 <u>高岡市</u> <u>射水市</u>
期間	令和 6 年 1 月 14 日まで（延長）

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
 - 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。
 1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
 2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
- ※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。
- この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

参考

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することができます。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めるすることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願ひいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願ひいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考2) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部（局） 御中
国民健康保険主管課（部） 御中
後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中

事務連絡
令和6年1月11日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 6 年 1 月 11 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

令和 6 年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について（その 3）

オンライン資格確認等システム利用規約 第 21 条第 2 項及び 電子処方箋管理
サービス利用規約 第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能
のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン
資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化
する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務
連絡）等にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬
局についてアクティブ化を延長するとともに、当該地域以外の地域の医療機関・
薬局については、令和 6 年 1 月 14 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化を終了していただきますよう、お願ひいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますよ
うお願ひいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 凤珠郡穴水町 凤珠郡能登町 富山県氷見市 高岡市
期間	令和 6 年 2 月 14 日まで（延長）

※上記に加え、国立大学法人富山大学附属病院（富山県富山市）
福井県済生会病院（福井県福井市）を追加。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することができます。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めるすることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願ひいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願ひいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考2) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部（局） 御中
国民健康保険主管課（部） 御中
後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中

事務連絡
令和6年1月11日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙1

事務連絡
令和6年1月11日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

] 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

令和6年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について（その4）

オンライン資格確認等システム利用規約第21条第2項及び電子処方箋管理サービス利用規約第21条第2項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、『令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）』（令和6年1月1日付事務連絡）等にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局についてアクティブ化範囲に加えるとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局については、令和6年1月14日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますよう、お願ひいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 <u>野々市市</u> <u>能美郡川北町</u> 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 凤珠郡穴水町 凤珠郡能登町 富山県冰見市 高岡市
期間	令和6年2月14日まで

※下線部が追加対象地域。

※上記に加え、国立大学法人富山大学附属病院（富山県富山市）
福井県済生会病院（福井県福井市）も対象。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することができます。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めるすることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願ひいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願ひいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考2) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部（局） 御中
国民健康保険主管課（部） 御中
後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中

被災者の方の服薬履歴等を確認できます！



- ◆ オンライン資格確認等システムの「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）により、患者が被災されマイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧ができます。
- ◆ 患者の資格情報の一部として、保険者番号、記号・番号や枝番を確認することもできます。

※ 本機能は、「資格確認端末」からのみご利用いただけます。普段お使いの、レセプトコンピュータ等からはご利用いただけないのでご留意ください。

①オンライン資格確認等システムにログイン
※医療情報閲覧アカウントまたは管理アカウントのIDとパスワードを使用してください。

②緊急時医療情報・資格確認機能の災害時医療情報閲覧をクリックします。

③「被保険者証等による検索」又は「氏名、住所等による検索」を選択し、検索条件を入力します。

④該当者の患者情報を確認し、薬剤情報等の閲覧同意の有無を登録します。

⑤閲覧する情報・対象期間を選択します。

⑥選択した薬剤情報等が表示されます。

年月 日	調剤区分 区分	処方使用 区分	医薬品名 (成分名)	調剤数量*3			
				年	月	日	【用法】*2 / < 1回用量 > *2 / 【用法等の特別指示】*2
11年12月 15日	サンプルC病院	入院 内服	1. ミヤビM錠 (酰胺)	2錠	1日分		
			2. ツムラ大建中湯エキス顆粒(医療用) (大建中湯エキス)	3 g	1日分		
			3. スルビリド錠50mg「サワイ」 (スルビリド)	2錠	1日分		
13日	サンプルC病院	入院 注射	1. フェンタニル注射液0. 5mg「テルモ」 0. 005%10mL (フェンタニルクエン酸塩)	3管	1回		
			2. 大慶食注 20mL (生理食塩液)	3管	1回		
7日	サンプルG病院	入院 在宅	1. トレーシー注 フレックスタッチ 300単位 (インスリンデングルデク(速伝子組換え))	1キット	1处方分		
			2. インスリン リスロB88ソロスター-HU「サノフィ」 300単位 (インスリニンリスロ(速伝子組換え))	1キット	1处方分		
			3. ニコグリビンCR錠20mg「サワイ」 (ニフェジピン)	1錠	3日分		

災害時モードが利用できない場合、スマートフォンからマイナポータルで服薬履歴を確認できます！

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身やご家族のスマートフォンからマイナポータルにログインすることにより、自分自身の過去の医療情報を確認することができます。
- ◆避難所において、医療関係者に対し、普段飲んでいるお薬や特定健診のデータを共有したい場合にもご利用ください。

マイナポータルにログイン



※ログインには4桁の暗証番号入力が必要です。

「わたしの情報」



「健康・医療」



「診療・薬剤情報」



表示対象日を選択

表示対象日 必須

確認する診療年月を入力してください。（最大3年）

※開始年月は2021年9月以降を指定してください。
※診療情報は2022年6月以降の受付分が表示できます。
※毎月11日頃に前月に診療した情報を追加更新します。

2023年 4月
から
2023年 11月
まで

「表示する」



※ 被保険者番号などの資格情報や、電子処方箋の処方・調剤情報も確認できます。

【薬剤情報の表示例】

1日	サンプルA薬局（サンプルAクリニック）	3錠	30日分
院外 内服	1. 向) エチゾラム錠 0.5mg 「日医工」 (エチゾラム) 【1日3回食後服用】	2錠	35日分
	2. エンペラシン配合錠 (ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩) 【1日2回朝夕食後】	3カプセル	35日分
	3. サインバルタカプセル 20mg (デュロキセチン塩酸塩) 【1日1回朝食後】	1錠	14日分
	4. ラベプラゾールナトリウム錠 10mg 「日医工」 (ラベプラゾールナトリウム) 【1日1回朝食後】	3錠	14日分
	5. モサブリドクエン酸塩錠 5mg 「武田テバ」 (モサブリドクエン酸塩水和物) 【1日3回食後服用】	80g	1剤方分
外用	6. スミルスチック 3% (フェルビナク) 【1日数回疼痛部に塗布】		

マイナポータル 検索

※PDF又はCSV形式でダウンロードすることもできます。

※薬剤情報のみマイナポータル実証β版からも確認ができます。